三十二　離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十三　中核市への移行に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき当該年度において中核市の指定に係る政令が制定された市について、三〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。

三十四　病院事業に係る追加費用の負担に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額から当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九欄第九号に規定する病床の数に五七、二〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に二六、二〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B×1.1）×76,000円

算式の符号

A　前年度の3月31日現在における当該市町村の病院職員数（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）として総務大臣が調査した数

B　昭和38年3月31日現在における当該市町村の病院職員数として総務大臣が調査した数

三十五　海外研修生の受入れに要する経費があること。

国際協力として実施する海外からの研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十六　渡船場に要する経費があること。

当該年度における渡船場の維持管理に要する経費から特定財源の額を控除した額に〇・六を乗じて得た額とする。

三十七　がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費から当該国の補助金の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十三　離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十四　中核市への移行に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき当該年度において中核市の指定に係る政令が制定された市について、一〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。

三十五　病院事業に係る追加費用の負担に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額から当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九欄第九号に規定する病床の数に四一、九〇〇円を乗じて得た額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B×1.1）×80,000円

算式の符号

A　前年度の3月31日現在における当該市町村の病院職員数（当該市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）として総務大臣が調査した数

B　昭和38年3月31日現在における当該市町村の病院職員数として総務大臣が調査した数

三十六　海外研修生の受入れに要する経費があること。

国際協力として実施する海外からの研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十七　渡船場に要する経費があること。

当該年度における渡船場の維持管理に要する経費から特定財源の額を控除した額に〇・六を乗じて得た額とする。

三十八　がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費から当該国の補助金の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。